

# 令和5年度保育料基準額表

単位:円

令和5年5月30日 児童福祉専門分科会 資料2-1  
こども未来部 保育・幼稚園課

**表1** 1号認定（幼稚園、認定こども園）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		
階層区分	定義	1人目	2人目	3人目以降
		A	生活保護世帯	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
		0	0	0
D	211,200円以下の世帯	0	0	0
E	211,201円以上の世帯	0	0	0

年齢制限なし

多子カウント(小学校3年生以下)

**表3** 2号・3号認定（保育園、認定こども園、地域型保育事業）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)																
階層区分	定義	3歳以上児						3歳未満児										
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間							
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降					
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		0	0	0	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	0	0
D1		48,600円以上 60,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0	0	0
D2		60,000円以上 76,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550	0	0	0
D3		76,000円以上 97,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0	0	0
D4		97,000円以上 123,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0	0	0
D5		123,000円以上 148,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0	0	0
D6		148,000円以上 169,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0	0	0
D7		169,000円以上 219,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0	0	0
D8		219,000円以上 265,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0	0	0
D9		265,000円以上 301,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	0	0
D10		301,000円以上 397,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	0	0
D11	397,000円以上		0	0	0	0	0	0	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	0	0	

多子カウント(年齢制限なし)

多子カウント(年齢制限あり)(小学校就学前)

**表2** ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		
階層区分	定義	1人目	2人目	3人目以降
		B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0

多子カウント(年齢制限なし)

**表4** ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)																
階層区分	定義	3歳以上児						3歳未満児										
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間							
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降					
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	
D1		48,600円以上 60,000円未満		0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	
D2		60,000円以上 76,000円未満		0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	
D3の一部		76,000円以上 77,100円以下		0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	

多子カウント(年齢制限なし)

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。  
 ※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。  
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。  
 ※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

## 長野市多子世帯保育料軽減制度について

- 対象 3歳未満児で、認定こども園、保育所、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん
- 軽減額 ① 市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。  
 ② 市町村民税所得割課税額が169,000円以上の世帯のお子さん：月額6,000円の軽減となります。  
 ※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。